

2-2-2. 外来種対策行動計画（案）作成

(1) 沖縄県外来種対策行動計画の目的と位置づけ

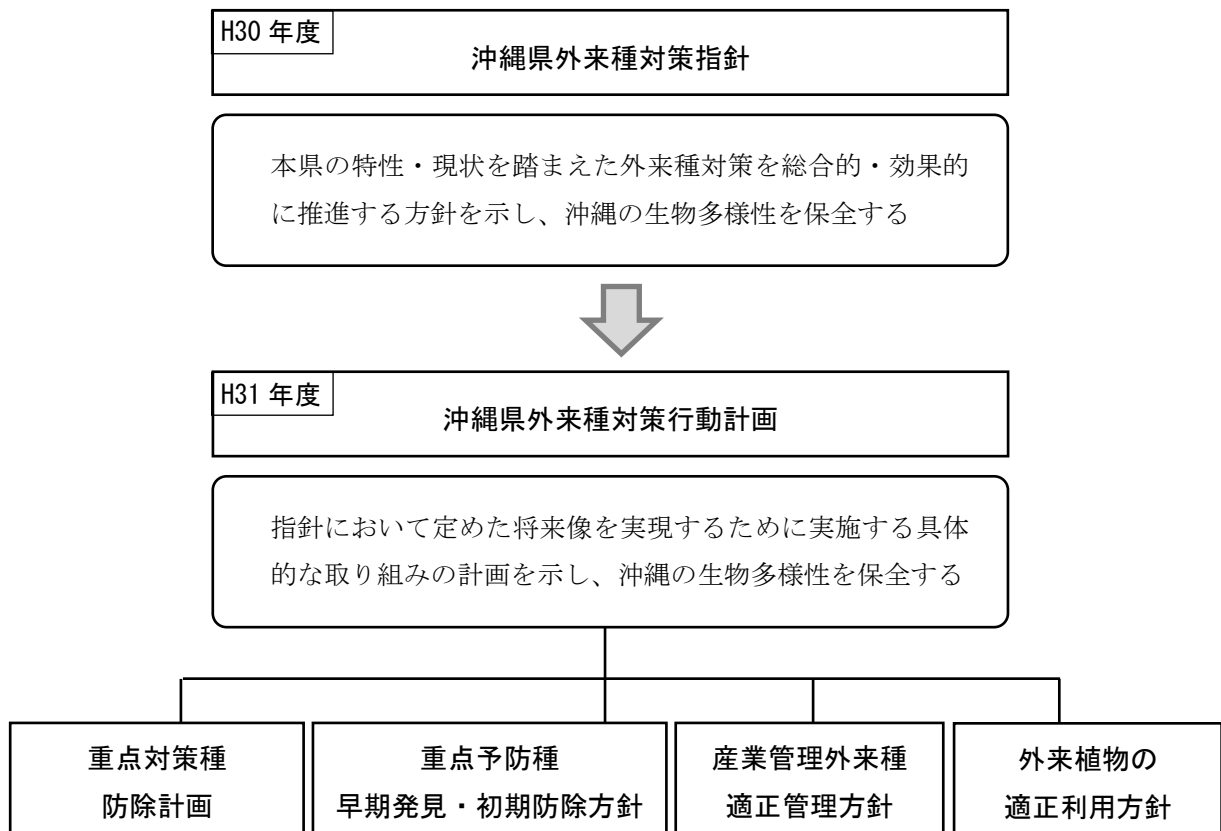


図 2-2-2.1 行動計画の位置づけ

(2) 沖縄県外来種対策行動計画（案）

2回の検討委員会での検討を踏まえ、作成した行動計画（案）を以下に示す。

沖縄県外来種対策行動計画

～ 外来種から沖縄の自然を守るために ～

<案>

沖 縄 県

沖縄県外来種行動計画

I. 行動計画の位置づけと目的

II. 外来種対策の行動計画

(1) 対策基盤の整備

1) 普及啓発

- ① 県民全般 ② 学校等 ③ ペットショップ・園芸ショップ等 ④ 農林水産業従事者

2) 情報収集・情報発信

- ① ネットワークの構築 ② 分布情報の把握 ③ 外来種リストの見直し ④ 情報発信

3) 人材育成・技術開発

- ① 人材育成 ② 技術開発

(2) 侵入の防止（予防）

1) 意図的外来種への対策

- ① 普及啓発 ② 産業管理外来種の適正飼養 ③ 条例等による規制

2) 非意図的外来種への対策

- ① モニタリング

(3) 防除の推進

1) 早期発見と初期防除

- ① 早期発見・初期防除方針の整備 ② 関係者との連携による緊急防除の検討

2) 戦略的な防除の実施

III. 計画の推進と見直し

(1) 計画の推進体制

(2) 計画の進捗管理

(3) 計画の見直し

重点対策種 防除計画 （重点対策種14種：ノネコ、フィリマンゲース等）

重点予防種 早期発見・早期防除方針 （重点予防種6種：アライグマ、カミツキガメ等）

産業管理外来種の適正管理方針 （産業管理外来種3種：セイヨウオオマルハナバチ等）

外来植物の適正利用方針

目 次

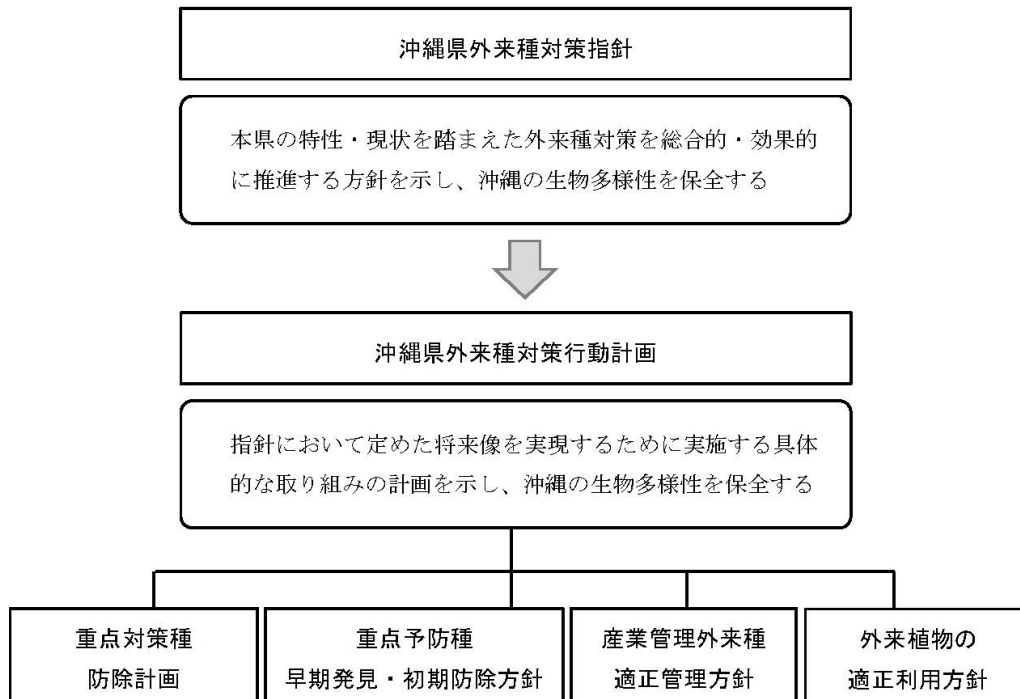
I. 行動計画の位置づけと目的.....	1
II. 外来種対策の行動計画.....	2
(1) 対策基盤の整備.....	2
(2) 侵入の防止（予防）.....	6
(3) 防除の推進.....	8
III. 行動計画の推進と見直し.....	14
(1) 計画の推進体制.....	14
(2) 計画の進捗管理.....	14
(3) 計画の見直し.....	15

I. 行動計画の位置づけと目的

沖縄県は、外来種による影響を最小限に抑え、沖縄の生物多様性を保全していくため、外来種対策の方向性を示す「沖縄県外来種対策指針」を2018年度に策定しました。「沖縄県外来種対策行動計画」は、「沖縄県外来種対策指針」において定めた将来像を実現するために実施する具体的な取り組みの計画を示すものです。

指針で示した将来像

本県への侵略的外来種の侵入が予防され、すでに定着している侵略的外来種については対策が実施され、外来種による影響が最小限に抑えられ、生物多様性が保全されている



行動計画の位置づけ

II. 外来種対策の行動計画

(1) 対策基盤の整備

1) 普及啓発

① 県民全般

外来種はペット等としても多く利用されており、私たちの生活と密接に関わっています。このため、県民一人ひとりが外来種問題を認識し、外来種被害防止三原則（「入れない」「捨てない」「広げない」）を守ることが大切です。

現在実施している捨て犬・捨て猫ゼロを目指した「一生うちの子プロジェクト」によりペットの適正飼養を促すとともに、行政施設等においてパンフレットの配布やポスターの掲示等を行い、県民全体の外来種問題への意識向上を図ります。また、県内で開催されるイベント（県民環境フェア等）にブースの出展を行い、パンフレットの配布やパネルの展示を行います。

【環境部】【保健医療部】



一生うちの子プロジェクトパンフレット



マングース対策事業パンフレット

② 学校等

小学校、中学校、高等学校等における教育は、県民の基本認識の形成に大きな影響があります。このため、年齢に応じた外来種に関するパンフレット等を作成し、配布を行います。また、学校では教材として外来種が利用されることも多く、外来種を適正に管理するとともに正しい知識を子どもたちに伝えることも重要となることから、教員向けの資料も作成・配布します。さらに、効果的に外来種について学ぶことができる教育ツールも提供していきます。

これらのパンフレットや教材等の資料提供にあたっては、配布後にアンケート調査等を行い、普及啓発の効果を検証します。

【環境部・教育委員会】

③ ペットショップ・園芸ショップ等

ノネコやノイヌ、熱帯魚など、もともとペットとして飼育されていた生物や園芸植物が野生化し外来種となって生態系に影響を及ぼす例があります。このため、県民全般にペットや園芸植物等の適正飼養・栽培を促すためには、取扱事業者の協力が必要です。

県内のペットや園芸植物の取扱事業者に対し、外来種問題の啓発を行うとともに、チラシ配布やポスター掲示への協力を要請していきます。

【環境部】



ミシシippアカミミガメ



オウゴンカズラ (ポトス)

ペットや観賞用の生物が野生化した例

④ 農林水産業従事者

家畜や農作物として利用されていた生物が野外に逸出し、外来種となって生態系に影響を及ぼす例があります。このため、農林水産業に携わる県民に適正な飼養・栽培を促すための周知が必要です。

各管轄部署における普及指導において、外来種問題の啓発を行うとともに、適正飼養・栽培の協力を要請していきます。

【農林水産部】



ヤギ



ドラゴンフルーツ

畜産や農業で利用される生物が野生化した例

2) 情報収集・情報発信

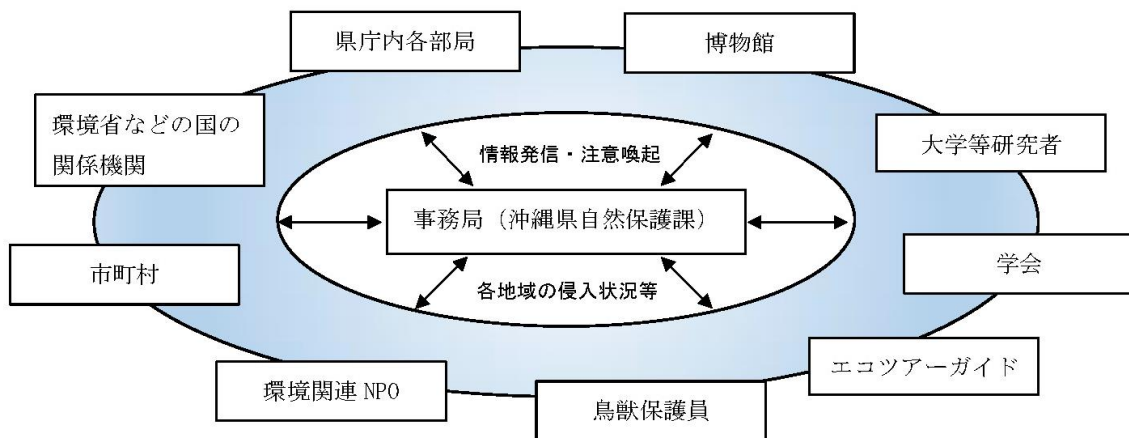
① ネットワークの構築

全県的な外来種対策を実施していくためには、外来種に関する情報を各地域から収集する仕組みと各地域に発信する仕組みが必要となります。

外来種の侵入状況は地域により異なることから、現状を把握している地域の組織等から情報を収集することが効果的です。また、新たな外来種の侵入・拡散の防止のため、情報提供や注意喚起を各地域に迅速に行うことも重要です。

このため、外来種に関する情報収集・情報発信を行うための、各地域の組織等を構成員としたネットワークを構築します。

【環境部】



沖縄県外来種情報ネットワーク（情報収集・発信体制）

② 分布情報の把握

2015 年度から実施している「生きものいっせい調査」では、県内の全小学校の4～6年生を対象にアンケート調査を実施し、身近な在来種や希少種の情報とともに外来種の情報も収集しています。調査対象には、外来種のグリーンアノールも含まれており、在来種のアオカナヘビ類、キノボリトカゲ類と区別できるようになるなど、子どもたちの身近な生物に対する理解の深化も期待されています。

また、沖縄県ではさまざまな目的で自然環境調査が実施されており、外来種の分布情報も蓄積されています。今後もアンケート調査や自然環境調査の結果を活用し、各地域における外来種の分布情報を収集・整理します。

【環境部】



生き物いっせし調査のアンケート用紙

③ 外来種リストの見直し

沖縄県は2018年度に、県内において対策が必要な外来種と侵入予防が必要な外来種のリストを作成・公表しました。外来種は常に新たな種が侵入してくる可能性があることから、本リストは更新していく必要があります。①のネットワークや各調査研究等の情報を収集・整理し、定期的にリストの見直しを行います。(見直しの手続きについてはⅢ.(3)に示します。)

また、特に影響の大きな外来種が侵入した場合や侵入の危険がある場合は、早急にリストに追加するなど柔軟に更新を行います。

【環境部】

④ 情報発信

恒常的な情報発信を行うためホームページに重点対策種や重点予防種の生態情報、外来種対策の考え方等を掲載します。また、外来種に関するデータベースを掲載、更新していくことで県民や事業者等が外来種に関する情報を取得できるようにします。さらに、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディアにおいて、外来種に関する正しい情報を取り上げてもらえるようプレスリリース等を積極的に行います。

【環境部】

3) 人材育成・技術開発

① 人材育成

外来種問題への本格的な取り組みが始まったのは比較的近年のことであり、外来種対策のノウハウを持つ人材は限られています。一方、外来種対策の重要性は今後さらに増すと予想されることから、外来種対策に取り組む人材の育成が必要です。

各防除事業において講習会を開催するなど外来種対策の従事者を育成します。また、外来種は県内のさまざまな経済活動と関係があるため、職員向けの研修等を通じて県庁全体で外来種

に関する認識を向上させます。さらに、子供たちも将来の外来種対策を担う重要な人材であることから、1) ②で示す取り組みにより学校現場等での人材育成を推進します。また、2) ①のネットワークを通じた情報交換より各地域の構成メンバーの育成にも努めます。

【環境部】【教育委員会】【保健医療部】【土木建築部】

② 技術開発

外来種対策は対象種ごとに捕獲や探索の方法が異なり、効果的な防除手法が確立されていないことが課題となっている場合があります。生態系等への影響が大きい外来種については、早急に対策技術の開発を進める必要があります。

重点対策種の防除を推進するためには、捕獲や探索等の技術開発が不可欠です。各防除事業において行政・民間企業・研究機関等と連携して技術開発を進めます。また、未侵入の重点予防種についても侵入を探知するモニタリング手法や発見された際の早期防除の手法について技術開発を進めます。

【環境部】【保健医療部】【土木建築部】

(2) 侵入の防止（予防）

1) 意図的外来種への対策

① 普及啓発

県内には多数の動植物が、産業用（家畜用、栽培用、緑化用、食用など）、観賞用（ペット、園芸用）などとして移入・輸入されています。外来生物法における特定外来生物は野外へ放つことなどが禁止されていますが、その他の外来種については規制がないことから、本県の生物多様性等に影響を及ぼす可能性のある外来種が導入され、野外に放たれてしまう危険性があります。

意図的に導入される外来種への対策は、県民一人ひとりが外来種の危険性を認識し、適正飼養や野外への逸出を予防することが効果的です。このため、『(1) 1) 普及啓発』では、上記の観点も踏まえて取り組みます。

特に植物については、農業では農作物や家畜とその餌となる牧草、緑肥植物などに多様な外来種が利用されています。道路、公園、公共施設などでも緑化のために県外から持ち込まれた植物が利用されています。農業や緑化に利用されている外来植物の中には、野外に定着し在来種への影響が懸念されている種もあることから、「外来植物の適正利用方針」を定め、生態系等への影響が大きい外来植物の移出防止の取り組みを進めます。

【環境部】【農林水産部】【土木建築部】